

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------------------|
| 7 | 身体障害者手帳の申請及び交付に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八千代市は、身体障害者手帳の申請及び交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八千代市長

公表日

令和4年7月8日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|--|
| ①事務の名称 | 身体障害者手帳の申請及び交付に関する事務 |
| ②事務の概要 | 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の申請・返還・変更に関する受付事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①身体障害者手帳申請事務 ②身体障害者手帳返還事務 ③身体障害者手帳変更事務 |
| ③システムの名称 | 八千代市福祉系情報システム, 中間サーバ, 団体内統合宛名システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 身体障害者手帳台帳管理ファイル・身体障害者手帳一覧ファイル・身体障害者手帳集計ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一 11の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第11条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ＜提供ができる根拠規定＞ 番号法第19条第8号 別表第二(第16, 27, 28, 31, 54, 55, 56の2, 57, 79, 106の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条, 第20条, 第21条, 第22条, 第28条, 第29条, 第30条, 第31条, 第42条, 第53条 ＜照会ができる根拠規定＞ なし |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部 障害者支援課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-421-6713 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 障害者支援課 047-421-6741 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|---|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--------------------|---|------|--------------|
| 平成29年7月13日 | システムの名称 | 保健福祉総合情報システム | 八千代市福祉系情報システム | 事後 | システム変更により |
| 平成29年7月13日 | 評価実施機関における担当部署の所属長 | 石川 一俊 | 伊藤 栄治 | 事後 | 人事異動により変更 |
| 平成29年7月13日 | 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先 | 八千代市役所 情報管理課 情報公開室 | 八千代市役所 法務課 情報公開班 | 事後 | 組織改正により変更 |
| 平成29年7月13日 | しきい値判断項目の「いつ時点の計数か」 | 平成26年3月31日時点 | 平成29年6月1日時点 | 事後 | 最新の数字で確認したため |
| 平成29年7月13日 | 情報提供ネットワークによるシステム連携 | なし | 実施する | 事後 | 修正により |
| 平成29年7月13日 | 情報提供ネットワークによるシステム連携 | なし | <p><提供ができる根拠規定> 番号法第19条第7号 別表第二(第16, 27, 28, 31, 54, 55, 56の2, 57, 79, 106の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二の主務省令」という。)第12条, 第20条, 第21条, 第22条, 第28条, 第29条, 第30条, 第31条, 第42条, 第53条 <照会ができる根拠規定> なし</p> | 事後 | 修正により |
| 平成30年5月30日 | 評価実施機関における担当部署の所属長 | 伊藤 栄治 | 小倉 幹雄 | 事後 | 人事異動により変更 |
| 平成30年5月30日 | しきい値判断項目の「いつ時点の計数か」 | 平成29年6月1日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | 最新の数字で確認したため |
| 令和1年6月24日 | しきい値判断項目の「いつ時点の計数か」 | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | 最新の数字で確認したため |
| 令和1年6月24日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 障害者支援課長 小倉 幹雄 | 課長 | 事後 | |
| 令和1年6月24日 | VI リスク対策 | — | 新様式への変更に伴い、「VI リスク対策」について記載 | 事後 | |
| 令和2年7月17日 | しきい値判断項目の「いつ時点の計数か」 | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 最新の数字で確認したため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|--|------|------------|
| 令和3年11月25日 | I 関連情報 4 情報提供ネットワークによるシステム連携 ②法令上の根拠 | <提供ができる根拠規定> 番号法第19条第7号 | <提供ができる根拠規定> 番号法第19条第8号 | 事後 | 法律改正による |
| 令和3年11月25日 | I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-483-1151(代) | 〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-421-6713 | 事後 | 請求先電話番号変更 |
| 令和3年11月25日 | I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 請求先 | 〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 障害者支援課 047-483-1151(代) | 〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 障害者支援課 047-421-6741 | 事後 | 連絡先電話番号変更 |
| 令和3年11月25日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 評価書の見直しによる |
| 令和3年11月25日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者人数 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 評価書の見直しによる |
| 令和4年7月8日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | 評価書の見直しによる |
| 令和4年7月8日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者人数 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | 評価書の見直しによる |